

# 国保年金課からのお知らせ

## 国民健康保険料の改定

問合せ 国保年金課国保資格係 ☎内線2374

子ども・子育て支援納付金賦課額（子ども分）の新設のほか、令和8年度国民健康保険料が**下表**のとおり改定されました。

### 国民健康保険料

区分	医療分	支援金分	介護分	子ども・子育て支援納付金賦課額(子ども分)	
所得割料率	7.51%	2.80%	2.43%	0.27%	
均等割額	4万7600円	1万7600円	1万7800円	1800円 <sup>※1</sup>	73円 <sup>※2</sup>
限度額	67万円	26万円	17万円	3万円	

※1 18歳未満（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前）の被保険者は全額控除

※2 18歳以上（18歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後）の被保険者のみ加算

子ども・子育て支援金とは、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付等、こども・子育て支援の拡充を目的に、令和8年度から始まる制度です。詳細は、子ども家庭庁公式note(右の二次元コード)をご覧ください。



## 後期高齢者医療制度

### 令和8年度保険料

問合せ

▶制度全般に関すること

………東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター ☎0570(086)519

※I P電話の方は☎03(3222)4496へ。(土)・(日)・祝等を除く、午前8時30分～午後5時

▶そのほかの相談等………国保年金課後期高齢者医療係 ☎(3802)4148

令和8年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書は、7月中旬以降に送付します。

### 均等割額の軽減

同一世帯の世帯主と被保険者の方全員の「総所得金額等を合計した額」をもとに、均等割額を**下表**のとおり軽減しています。

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円以下	7割 <sup>※3</sup>
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+(31万円×被保険者の数)以下	5割
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+(57万円×被保険者の数)以下	2割

※3 令和8年度の均等割額は、「医療分」に限り、軽減割合が「7.2割」となります  
 ※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります  
 ※65歳以上(令和8年1月1日時点)の方の公的年金所得は、その所得から15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します

※世帯の判定は毎年度4月1日時点(年度の途中に東京都で資格取得した方は資格取得時)で行います

※年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者および世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上の場合に適用します

### 保険料の計算方法

保険料は、「医療分」と「子ども・子育て支援金分(子ども分)」で構成され、定額を負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。

「子ども・子育て支援金分(子ども分)」とは、全世代の方や企業が拠出する支援金による子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みとして導入された「子ども・子育て支援金制度」により負担する金額です。

$$\text{年間保険料額} = \text{医療分} + \text{子ども・子育て支援金分(子ども分)}$$

限度額 87万1000円 = 限度額 85万円 + 限度額 2万1000円

$$\text{医療分}^{\ast 1} = \text{均等割額} + \text{所得割額(保険料計算のもととなる所得金額}^{\ast 2} \times 9.88\%)$$

(5万3300円)

$$\text{子ども・子育て支援金分(子ども分)}^{\ast 1} = \text{均等割額} + \text{所得割額(保険料計算のもととなる所得金額}^{\ast 2} \times 0.26\%)$$

1300円

※1 100円未満切り捨て

※2 保険料計算のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額が240万円以下の場合43万円)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)

保険料計算のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

※東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置

### 所得割額の軽減

被保険者本人の「保険料計算のもととなる所得金額」をもとに、所得割額を**右表**のとおり軽減しています。

### 被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険等(国民健康保険・国民健康保険組合は除く)の被扶養者だった方は、加入から2年を経過する月までの間、均等割額が5割軽減されます。所得割額はかかりません。

## 脳ドックの受診費用を助成

申請  
問合せ

医療機関・受診日・受診費用の決定後、受診前に来所・**下記ホームページ**(右の二次元コード)で、区役所1階国保年金課管理係☎内線2372

HP<https://logoform.jp/form/bUir/778789> ※郵送でも申請できます。詳細は、お問い合わせください



**対象** 次のすべてを満たす方 ※前年度に同助成を受けた方は不可  
 ▶受診時に40歳以上の方 ▶自由診療(保険外診療)の脳検査を受診した方  
 ▶荒川区国民健康保険または区で後期高齢者医療制度に加入しており、保険料・住民税の滞納がない方

**助成額** 受診費用の半額(上限額2万円)

## 日帰り温泉(温浴)施設の利用割引

問合せ 国保年金課管理係(区役所1階) ☎(3802)4065

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者は、健康保持・増進のため、**下表**の施設を割引料金で利用できます。

**利用方法** 国保年金課・各区民事務所で配布する割引券(1人1枚)を施設へ持参

施設名(所在地)	電話番号	利用料金(税込)	通常		割引後	割増料金等
			通常	割引後		
浅草ROXまつり湯 (台東区浅草1-25-15ROX7階)	☎(3845)7526	大人(中学生以上)	2750円	1925円	▶(土)・(日)・祝等……330円割増 ▶深夜(午前0時~5時)……275円(30分ごと)割増	
		小人(4歳~小学生)	1375円	960円		
タイムズスパ・レスタ (豊島区東池袋4-25-9タイムズステーション池袋10~12階)	☎(5979)8924	スピード入館(100分以内の利用) ※18歳未満は利用不可	2500円	2200円	▶(土)・(日)・祝等……700円割増 ▶特定日……1000円割増 ▶深夜(午前0時~5時)……500円(60分ごと)割増	
横浜みなとみらい万葉倶楽部 (神奈川県横浜市中区新港2-7-1)	☎0570(07)4126	大人(中学生以上)	3500円	3200円	▶中学生以上は別途入湯税(100円)がかかります ▶深夜(午前3時~9時)は割増	
		小学生	1800円	1600円		
		幼児(3歳以上の未就学児)	1200円	—		

※料金等は変更する場合があります。詳細は、各施設にお問い合わせください